

天皇機関説事件と関西私学

論

長岡徹

説

一 はじめに

1935年、天皇機関説事件に際し文部省が全国の大学の憲法担当教員に対して行った学説調査、改説の強要にかかわった当局者が作成した文書綴り『各大學ニ於ケル憲法學説調査ニ関スル文書』文部省思想局⁽¹⁾（以下、「思想局文書」と略す。）は、2006年にアメリカ議会図書館で発見された。筆者はこの文書をもとに、2012年に論文「天皇機関説事件と関西学院」⁽²⁾を公表し、本学憲法担当教授であった中島重に事件がどのように及んだのかを検討した。その後、思想局文書に調査対象として名前の挙がっていた関西の諸大学の憲法担当教員についても調査し、ほぼ論文の形にしていたものの、発表の機会を得ず今日に至ってしまった。本稿は、パソコンに眠っていた草稿と書棚に押し込んでいた諸資料を取り出して、数年前の宿題をなんとかやり遂げたものである。

思想局文書で取り上げられている関西の大学憲法担当教員は、中島を含めて7名である。京都帝国大学法学部憲法担当教授渡辺宗太郎および黒田覚については、天皇機関説事件についての定本、宮沢俊義『天皇機関説

(1) 荻野富士夫編『文部省思想統制関係資料集成』第8巻（不二出版、2008年）に、ほぼ全体が収録されている。

(2) 長岡徹「天皇機関説事件と関西学院」関西学院史紀要18巻7号42頁（2012年）。

(3) 事件』に詳しいので、本稿では取り上げない。本稿で取り上げるのは、大阪商科大学、関西大学、立命館大学講師森口繁治、関西大学教授吉田一枝、立命館大学学長、神戸商業大学、関西大学講師佐々木惣一、同志社大学助教授田畑忍の4名である。この4名に天皇機関説事件がどの様に及んだのか、学説の抹殺という事態に憲法学者がどの様に対応したのかを、順次みてゆく。

二 森 口 繁 治

天皇機関説事件を契機にして大学の憲法の講義を担当していた教員で辞任した者は、東京商科大学、早稲田大学、中央大学講師の美濃部達吉、神戸商業大学講師の佐々木惣一、大阪商科大学、関西大学、立命館大学講師の森口繁治であり、その他、京都帝国大学の渡辺宗太郎と関西大学の吉田一枝が、憲法の担当を他の学科担当に変更させられた、との説がある。⁽⁴⁾

この説の根拠は、国立公文書館に保存されている行政文書「国体明徴に関する各庁の施設」⁽⁵⁾内にある「憲法ノ教師ヲ辞任シタル者」がそのように記載していることにある。この文書は、文部省用箋に毛筆で書かれており、1935年10月8日に内閣が受け取ったものようである。この文書に記載されている5名のうち、美濃部と佐々木については、政府が10月1日の閣議で承認し公表した「国体明徴のため執りたる処置概要」⁽⁶⁾にも記載され

(3) 宮沢俊義『天皇機関説事件』上・下（有斐閣，1970年）。

(4) 金原左門『『天皇機関説事件』と大学経営』法学新報10巻3・4号251頁（2003年）280頁，荻野富士夫『戦前文部省の治安機能——「思想統制」から「教学錬成」へ』（校倉書房，2007年）168頁，駒込武・川村肇・奈須恵子編『戦時下学問の統制と動員——日本諸学振興委員会の研究』（東大出版会，2011年）38頁（川村肇執筆）。

(5) 国立公文書館所蔵，（請求番号）本館-2A-040-00・資00118100

(6) 本文は国立公文書館所蔵「国体明徴問題」所収。宮沢（上）345-48頁

ており、また、渡辺については宮沢俊義の『天皇機関説事件』でも取り上げられている。しかし、森口と吉田については、他に根拠となる文書はないようである。確かに森口は1935年3月末をもって全ての大学教員職を辞しているし、吉田は1935年度の関西大学法学部法律学科の憲法を担当していない。しかし、結論から言うと、森口と吉田については、天皇機関説事件を直接の契機としたものではないと考えられる。吉田については項を改めるとして、まず、森口について検討する。

森口繁治は、選挙制度、とりわけ比例代表法の先駆的研究で今日でもしばしば参照されることのある民主主義の思想と制度の研究者である。「立憲政治は民主的政治である。即ちそれは君主政治であり乍ら、民主的理想を承認し、民主的要求に従ふ諸制度を認め、其原理に従って政治を行って居ると云ふ点に其特質がある。⁽⁷⁾」といい、君主政体と民主主義の理想及び要求の両立を説いた。1933年京大瀧川事件で京大教授を退官し、立命館大学講師、関西大学講師に迎えられ、大阪商科大学でも憲法を講じていた。思想局文書にある「憲法学説ノ系統分類」表によれば、「唯物的傾向ノ顕著ニ認メラルルモノ」とされた中島重（関西学院大学教授）、田畑忍（同志社大学教授）について、「民主主義的（急進的）傾向ノ認メラルルモノ」として、副島義一、野村淳治（東大教授、明大、早大講師）とともに森口繁治（大阪商大、立命館大、関西大講師）があげられていた。この5名のうち現職の中島、田畑、野村については著書又は講義の内容の是正を要求すべき「注意を要する者」と位置づけられ、関西学院大学、同志社大学、早稲田大学、明治大学が文部省に呼びつけられ、事情を聴取されるとともに、赤間専門学務局長から口頭で注意を与えられている。思想局は憲法講義担当者の著作を読み込み、抜き書きを作りながら問題点を検討している

に収録。

(7) 『憲政の原理と其運用』（改造社、1929年）69頁。

が、森口については、1935年度は「大学関係なし」と記載されており、彼の著作を読み込んで検討した記録はない。

35年7月初旬に行われた局内での会議直前の7月4日、思想局は、森口の解職年月日を問い合わせる電報を三大学に送り、5日に返信を受け取っている。解職日は、35年3月31日ないし4月1日であった。大阪商大は電報と同時に封書も送っているが、それによると、森口担当の講座は本年度休講のことに昨年末に決定しており、森口の解職は囑託当時すでに予定されていたことだという。つまり、現下の機関説問題とはかかわりなく解職したのだということであろう。立命館大と関西大については解職理由の説明はないが、森口の後任がいずれも佐々木惣一であることから考えて、天皇機関説あるいは国家法人説の講義を避けるための解職だとは考えにくい。さらに、3月末の解職は、美濃部の辞任（4月）や佐々木の神戸商業大学解職（5月）以前の解職となり、時期的に考えても天皇機関説事件への対応とは考えにくい。

森口が大学教員の職を辞した直接の理由は、彼が1934年10月22日に京都商工会議所理事に就任した⁽⁸⁾ことであろう。当時の商工会議所法（昭和2年4月法律第49号）によれば、商工会議所には役員として会頭1人、副会頭1人又は2人が置かれ、他に理事1人が置かれた。理事は、会頭の命を承け庶務を掌理するものとされる（第34条）。役員は商工会議所議員であることを要するが、理事は議員である必要はない。今日の商工会議所法上の専務理事に当たる職であると考えればよかろう。もちろん彼は学者であることをやめたわけではなく、その後も執筆活動を続けている。しかしながら、職として二足のわらじを履くことを潔しとしなかったのではなかろうか。

(8) 京都商工会議所百年史編集委員会編『京都経済の百年・資料編』（京都商工会議所，1982年）581頁。

森口の人となりを知ることでできる文献は少ないが、嘉治隆一の『歴史を創る人々』が、森口を「出処進退の見事」な人物と評している。⁽⁹⁾ 森口は、1938年10月21日をもって京都商工会議所理事を辞任し、11月に発足した国策会社、北支那開発株式会社の理事に就任する。しかし、翌39年8月1日、北支開発総裁大谷尊由が死去、大谷に拾われて北支開発に入社したことをこの上もない徳と感じていた森口は、辞表を提出、12月5日をもって北支開発理事を辞している。⁽¹⁰⁾ この事実は報道されていなかった。40年9月18日、森口は心不全で急逝。享年51。新聞の死亡記事では森口の肩書きは「元京大教授、京都商工会議所理事、北支開発会社理事」となっている。⁽¹¹⁾ 追悼法要において恩師織田萬が辞職事実を明かし、「前に学問の自由のために京都大学を辞し近くまた恩人に殉じて北支開発を辞す、出処進退の美はしき、君の如きは当世稀に見る所」と激賞した、と嘉治は伝えている。⁽¹³⁾

森口が大学の世界を去った本当の理由はわからない。森口の憲法学説は、美濃部と同様、憲法学上の概念としては国体概念を不要とする政体一元論⁽¹⁴⁾ にたつ国家法人説・天皇機関説であるから、35年2月18日以来の美濃部・天皇機関説排撃の動向に相当の危機感を抱いていたであろうことは想像に難くない。しかし、天皇機関説ゆえに辞職を余儀なくされたと考える根拠

(9) 嘉治隆一「出処進退——故森口繁治博士の印象」同『新版・歴史を創る人々』(大八洲出版、1948年)187頁以下。

(10) 北支那開発株式会社『昭和15年度北支那開発株式会社及関係会社概要』7-8頁。

(11) 朝日新聞1940年9月20日東京夕刊2頁。

(12) 10月22日築地本願寺で行われた追悼法要の世話人は、近衛文麿、平沼騏一郎、大谷光瑞、織田萬である。朝日新聞1940年10月19日東京朝刊。近衛は一高以来の友人。平沼との接点は確認できなかった。

(13) 嘉治隆一・前掲注(9)、194頁。

(14) 『憲政の原理と其運用』前掲注(7)、106頁。

はない。むしろ瀧川事件以降の息苦しい大学の世界に彼の方から見切りをつけた転身だったのではなからうか。

三 吉 田 一 枝

1) 関西大学と思想局とのやり取りに関する文書は、思想局文書に多く残されているが、まずは前節の宿題、吉田一枝は憲法の担当を外されたのかという点から、検討しよう。結論的には、これは誤報である。

35年9月25日の閣議では、第一次国体明徴声明を実施するために各省で行ってきた措置をまとめて27日の閣議を経て公表することを申し合わせた（実際には先述の通り10月1日の閣議にずれ込んだ）。文部省では各大学での憲法講座の状況を再度確認する必要があったのだろう、9月26日に立命館大学、関西大学、大阪商科大学に対し、現在の憲法講座担当者および森口の後任者の氏名を至急通知するよう電報を送っている。27日に回答があり、大阪商科大学は先述の通り年度当初より休講、立命館大学は、大学学部は佐々木惣一、専門部は磯崎辰五郎、森口の後任は佐々木、関西大学は、法文学部は佐々木惣一、経商学部、専門部は吉田一枝、森口の後任は佐々木、との回答であった。

また、思想局松下寛一は25日付で関西大学学生主事矢島彪に書簡を送り、以下の5点を尋ねている。

- 一. 吉田教授は昨年度憲法を担当せられたるも現在は政治学史のみに候哉若し然りとせば現在の憲法の担当者氏名、休講とすればその事由
- 二. 同教授が四月以降も憲法担当せらるるならば現在までの講義内容の要点承知致度
- 三. 同教授が従来 of 自説に対し研究の結果改変せられし点有之らば

其の要点承知致度

四. 佐々木惣一博士は貴学に於て憲法其他法制関係の講座を担当し居らるるや否や、若し然りとせば就職年月日、職名、担当学年、テキスト等承知致度

五. 貴学に於て所謂憲法問題に関し現在迄に教育上の見地より特に憲法授業に付何等かの方針、処置を講ぜられたるならばその内容(例、理事会又は教授会、学長の申合はせ、決定、告示、等)

吉田については吉田からの自発的解答を期待していること、佐々木については講義プリントなどがあれば見せてほしいと付け加えている。そして最後に「尚本件は当局に於ても充分配慮し取扱上極秘の処置を講じ居る次第に有之右御含みの上可成詳細に御回示被下度候」とある。

矢鳥からの返信は10月3日付け、7日付けの2便あり、全ての質問に詳細に答えている。それによると、吉田は「本年度ニ於テモ昨年度同様」の講義担当であり、大学学部では、政治学科・経済学科の政治学史、経済学科・商業学科の憲法、行政法総論、行政法各論、社会問題演習を、専門部では憲法と法制史を担当しており、佐々木は、法律学科・政治学科の憲法と行政法各論の担当である、とある。講義担当に関しては、『関西大学学報』でも確認できる。1934年度の学科担任表では、大学学部は、森口が憲法、佐々木が行政法各論、吉田は社会問題演習、政治学史、外国政治書研究、憲法を担当し、専門部で吉田が憲法と法制史⁽¹⁵⁾を担当している。35年度には、法文学部において佐々木が憲法と行政法各論を、吉田が政治学史を担当しており、吉田はこの他経商学部で政治学史、憲法、行政法総論、行政法各論、社会問題演習を、専門部で憲法と法制史⁽¹⁶⁾を担当している。つ

(15) 『関西大学学報』119号(1934年)40-41頁。

(16) 同上128号(1935年)21-25頁。

まり、吉田が憲法の担当を外されたという事実はない。

関西大学は1922年に法学部と商学部の2学部からなる大学として認可されたが、学部専属教授や学部教授会、学部長が組織されたのは1934年4月のことであり、その時、吉田は経商学部の教授となった⁽¹⁷⁾。34年度までは大学として授業を提供しており、そのような「大学学部」の学科担任表になっているが、35年度からは各学部が授業を提供する形になったようで、学部別の担任表になっている。したがって、35年度の法文学部の学科担任のみを見れば、吉田は憲法を担当していない。しかしこれは担当科目が変更されたのではない。34年度と同じ科目を吉田は担当しているのである。

2) 思想局文書からは、吉田が機関説事件を契機に改説したようすを読み取ることができる。思想局は初め、吉田の35年度講義用のプリント『日本憲法学講義（上巻）』⁽¹⁸⁾を調査対象としていた。本書は、佐々木学派らしい概念を重んじた立憲主義派憲法学の書である⁽¹⁹⁾。本書によれば、統治権（国権）とは国家の一般的、概括的、包括的意思であり、主権とはその意

(17) 『関西大学百年史・通史編（上）』630頁。

(18) 吉田一枝『日本憲法学講義（上巻）』（甲文堂，35年6月5日発行，謄写版・非売品）。

(19) もっとも、国体の概念には倫理学的概念と法学的政治学的概念との区別があり、後者は統治権の総覧者が誰であるかによる区別である（160頁）としながら、「国体ハ基本的構成形態デアッテ国家ノ成立ニ欠クベカラザル根源的特質の形態」であって、「国体ハ建国ノ基礎形式国家存続ノ要件根本原理」であり、「国家ノ自然的社会的政治的民族的人格の歴史的心理的精神的意識自覚，確信，倫理的，道德的特質特性ニヨッテ決定セラルルモノデアル」（164頁）という。かくして、「我国ノ国体」を論じる際には、世襲君主国体であるということとどまらず、その民族的、人格的、歴史的、倫理的、道德的基礎を論じ、倫理学的概念と法学的政治学的概念の渾然一体となった国体論を憲法学として説いている（175頁以下）。国体派憲法学へ転身する土壌が、もともと吉田の中にあっただといえるだろう。

思の最高性無答責性、無制限性絶対性を意味する。天皇が主権者であるということは、統治権の発する唯一最高至上の源泉が天皇にあるという意味では正しいが、統治権の主体が天皇であるという議論は「法律学上到底成立是認セラルルコトハ出来難イ」のであり、主権は大日本帝国が保有し、天皇は大日本帝国の唯一至上最高の国家意思を決定する国家機関構成者として統治権を総攬する（114から115頁）。ここに、統治権を総攬するとは、統治権を全体として総括掌握統括する意であるが、すでに憲法が制定公布されている以上、天皇も帝国憲法を遵守する義務を負い、天皇といえども帝国憲法を任意に解釈して他の国家機関を拘束することはできない（413頁）、という。国家法人説、天皇機関説、立憲主義に立つ正統派に属する憲法学であり、思想局も吉田を講義の内容の実際を調査すべき対象と見なしていた。ちなみに、先述の矢鳥の思想局松下宛返書（35年10月7日付書簡）によれば、本書は34年11月に脱稿して印刷に付し、35年4月からの講義で用いているが、機関説問題が起きるや講義に際し注意を加え、少なからず改正を加えて講義しているとのことである（別冊資料を提出しているようであるが、保存されていない）。確かに国会図書館所蔵の本書には、第8節「国家機関」のタイトルの横に、「国家表現人」との手書きの書き込みがあり（121頁）、注意や改正の様子がうかがわれる。

他方、35年7月8日、思想局は6月15日に発行された関西大学研究論集第3号の寄贈を求め、矢鳥は10日付けで思想局に提出している。この論集には、吉田の論文「日本憲法特質論」が巻頭で掲載されている。この論文が吉田改説の証である。矢鳥の松下宛返書（35年10月3日付け）によれば「同教授が従来^の自説に対し研究の結果改変せられし点は全部本書中に織り込まれ」ている。思想局は以後、吉田を「改説済み」として扱っている。日本の実質の意味における憲法の特質を論じるこの論文には、天皇機関説はもちろん、機関の語も、国家法人説も登場しない。「日本憲法

の特質は建国以来の歴史的事実，社会的事象，国民の特質特性，国民的確信，民族的精神，伝統信仰，国情の成果——所謂『我建国ノ体ニ基』（「明治9年ノ国憲起草ノ詔」の一節）く君主主権主義の色彩濃厚なることに於てその表現を見る。」（10頁）と国家主権説から天皇主権説への改説を明言し、「世界万邦無比」なる「天壤無窮」の帝国の国体を論じ、国体論と大権中心主義から天皇親政主義，大権政治，天皇政治を日本憲法の特質として引き出すところに，この論文の眼目がある。大権中心主義は議会中心主義に対する概念であり，天皇政治は議会政治に対する概念である。議院内閣制は制度上の要求や憲政の常道ではなく，制度運用上の便宜として行われているものにすぎない，という。まさに，立憲主義派憲法学説から，国体派（それもかなり極端な）学説への転身をしめしている。

6月に公表された論文は，吉田の「日本憲法特質論」の前半部分にすぎない。7月に論文を入手した思想局は，論文の未掲載部分を送るよう指示している。矢島からの返信（8月2日付け思想局宛書簡，および9月17日付け思想局松下寛一宛書簡）によれば，未掲載部分を含めて単行本として発行すべく原稿は全て印刷に回している，当初は8月中には製本が完成する予定であったが，印刷所が孫請けで校正に手間取っているとのことであって，結局，全体をまとめた書物『日本憲法特質論』は10月に発行され，すぐに思想局に送られた。

ところで35年10月に発行された『日本憲法特質論』の「序」は，1934年9月の日付となっている。したがって，34年9月すぎには脱稿して，印刷に回されたと思われるのだが，だとすると，同年11月に脱稿して印刷に回した『日本憲法学講義（上巻）』との内容上の齟齬，矛盾を理解できない。さらに，『日本憲法特質論』の「序」では吉田は，「近時我が憲法の特徴を強調せんとすることに急なるのあまり，ひとり君主々権主義のみを説きて，稍もすれば明治維新の当初から我国是としての五ヶ条のご誓文

48(18) 法と政治 71巻2号 (2020年9月)

以来、確定不動の日本憲法の根本精神の一たる立憲主義を、とかく軽視閑却せんとするが如き思潮傾向なきにしもあらず」と批判し、「代議政治に対する国民の信頼関心の程度著しく軽減せられ、延て憲法政治の真価に疑義を抱き代議政治議会政治否定の言動をなすものを生じ」ている状況を憂えている。先に見た「本論」の「序」とは思えない記述が含まれている。

以上のような事情から、『日本憲法特質論』は、「序」を除き校正段階で全面的に書き換えられたと考えるのが合理的であろう。書き換えの時期は35年春⁽²⁰⁾。吉田は機関説事件を契機に、正統派学説から急ぎ離脱したと思われる。35年10月25日、関西大学仁保亀松学長は近藤督学官につきのように語っている。「(吉田一枝)ハ従来機関説ナルガ、政府ノ声明ソノ他二付、自分ノ学説ヲ吟味シタル結果、統治権ノ主体ハ天皇ナル建前ヲ以テソノ憲法論ヲ訂正シ、現在ハムシロ右翼化セル程ノ状況ニシテ何等心配ナシ」(思想局文書)。

四 佐々木 惣 一

国立公文書館に保存されている「各大学ニ於ケル講義ノ状況」という文書は、先述した「国体明徴のため執りたる処置概要」を内閣が公表する準備のために文部省から内閣に送られた文書だと思われる。ここには憲法講

(20) 思想局文書中の中島重に関する文書によると、4月の上旬地方裁判所検事局から関西学院大学長ベーツ宛てに書簡で、中島は機関説か否かの照会があった。中島は学長に対し、機関説を奉じると明言し、検事局にそのように回答してかまわない、むしろ学説に殉じるは本懐だと答えたようである。また、明治大学の竹内雄は警視庁に対し著書の改正を申し出たと伺わせる記録もある。宮沢俊義の『天皇機関説事件』によると、3月以降、検事局が思想部総動員の形であらゆる憲法学説を検討していた(235頁)し、4月初旬には内務省も美濃部以外の憲法書について警保局において審査中であると伝えられている(221頁)。自主改説は、この頃から始まっていたと考えられる。

座の置かれている全ての帝大、官公立大、および以前より天皇統治権主体説で講義されている私立大学を除くほぼ全ての私立大学の憲法講義の状況がまとめられている。「ほぼ全ての」というのは、この文書には佐々木惣一と田畑忍の憲法講義の状況が記載されていないからである。佐々木については、神戸商業大学講師を辞任したことは記載されているが、立命館大学、関西大学での講義の状況は記載されていない。田畑忍については、同志社大学自体が記載されていない。もちろん、佐々木と田畑の両名が思想局にマークされていなかったわけではない。佐々木は京都学派の立憲主義憲法学の重鎮であり、国家法人説、天皇機関説をとることは周知のところである。田畑は、関西学院大学の中島重、東京帝国大学の野村淳治とともに、直接口頭で注意を与えるべき対象とされていた。天皇機関説事件がこの両名にどのように及んだのか、田畑は次節で見るとして、佐々木から見てゆこう。

瀧川事件で京都帝国大学を去った佐々木は、34年3月立命館大学学長に就任するが、36年3月に辞任している。辞任の理由は、田畑によると「中川（小十郎立命館）館長と意見を異に」したからであるが、田畑は何に関して意見を異にしたのかは触れていない。この点、『立命館100年史』は中川の講演録を根拠に意見の対立の主因が天皇機関説にあったと推測し、36年3月に成立した広田弘毅内閣が学者間に残る機関説の残党を弾圧を以て殲滅する方針を示すや、佐々木は直ちに辞任した、と結論している。⁽²²⁾ 思想局文書には、『立命館100年史』の推測を裏付ける資料が含まれている。

思想局は佐々木の『日本憲法要論』を調査し、天皇を国家機関とすること、帝国議会、司法裁判所、行政裁判所、会計検査院などは独立した憲法解釈権を有し天皇の憲法解釈に拘束されないとすること、立憲主義の核心

(21) 田畑忍『佐々木博士の憲法学』（一粒社、1964年）180頁。

(22) 『立命館百年史・通史第1巻』（1999年）535-37頁。

が国民自治主義にあるとすること、天皇も臣民とともに国家を構成する国人であるとするなどなどを問題視するノートを作成している。なお、文部省専門学務局長を通じて、佐藤博士（東北帝国大学教授の佐藤丑次郎か？……筆者）が佐々木の著書には「唯一ヶ所ノミ不当ノ点アリ（絶対ニワルイ点アリ）」と述べたと伝えられ、佐々木の著書中、前述の議会や裁判所が天皇の憲法解釈に拘束されないことにかかる頁の筆写がつけられている。そして佐々木については「一、立命館大ノ憲法講義ノ実情ヲ調査スルコト、二、著書ヲ更ニ調査スルコト」という方針が立てられている。

各大学の講義の実情の調査は、論文等で改説が確認された「改説済み」の者以外の者に対して、講義用ノート、講義用プリント、学生のノートなどを用いて徹底的に行われている。慶応大学の浅井清、九州帝国大学の河村又介、立教大学の中村進午については、思想局の求めに応じて学生のノートを大学が入手して思想局に提出している。浅井に関しては、思想局が学生に質問をさせて、その質問に対する浅井の文書回答も入手している。京都帝国大学の黒田覚については法学部長山田正三が文部大臣宛てに持参した講義プリントだけでなく、初回講義の開講の辞も調査対象となった。関西学院大の中島重、明治大の竹内雄は思想局宛てに講義要項を提出した。早稲田大学と明治大学は野村淳治の講義を学生のノートに当たって調査し、問題ない旨を思想局に報告している。野村淳治については、36年度の東大国法学の講義用プリントの要旨も綴じられている。しかし、佐々木惣一については講義の実際を調査した記録がない。同じ立命館大学の専門部で憲法を担当していた磯崎辰五郎については、「末包留三郎教授ヨリ11月14日付書信ニテ回答」があったようであるが、「1. 国体明徴ニモトルモノハ失スコトヲ留意ス、2. ノートニヨリ講義ス、逐条講義中、3. 伊藤公、憲法義解ニ準拠シ講義セリ」との走り書きが残されているにとどまる。思想局の調査に対する佐々木学長の消極的姿勢あるいは不服従が背景にある

のだろうと想像される。

佐々木に関する情報は、関西大学から寄せられた。10月25日から開催された関西大学主催私大学生主事会議に出席した近藤督学官は、関西大学長仁保亀松に対し吉田、佐々木両名の憲法学説の現状を調査した。吉田については先述したが、調査の主目的であった佐々木については以下の通り⁽²³⁾である。

学長ヨリ同人ノ学説ニ付貴下ノ学説ハ訂正セラレザルカ、ト質シタルニ自分ノ理論ガ最モ正シキモノト思考スト述ベタルヲ以テ、学長ハ理論ハ凡ユル角度カラ考エウベク、假令ニ貴下ノ学説ガ最善ナリトスルモ、ソレガ国民の信念ニ反スル如キモノナラバ許容シ得ズ万一貴下ガ自説ヲ固守サルルナラ本学ニ於テ教授サルルコトハ遠慮ヲ乞フ外ナシト述ベタルニ、同人ハ学長ノ言ヲヨク諒承セリト述ベタリ。

学長ハ佐々木博士ノ如キ人ヲ細部ニ亘リ追求スルハ反ツテ、結果悪シトノ考ヨリ右ニテ止メタルガ、学長ノ見解ニ依レバ

同人ハ学長ノ意ヲ了解シ居ルモノト認メラレ決シテ心配スル要ナシトノコトナリ。

この情報は⁽²⁴⁾大いに伊東思想局長の不興を買った。

(仁保亀松) 学長ハ佐々木ニ対シ貴下ノ憲法ハ変更セザレザルヤト問ヒタルトコロ佐々木ハ自分ノ憲法ハ法理上正当ナリト信ズ、学長、自分ハ学問上ノ事ハ不明ナルモ、政府ノ声明ニ反スルカノ如キ学説ヲ

(23) 思想局文書「◎関西大学講師佐々木惣一ニ関スル件 (11月11日近藤督学官ヨリ談話)」

(24) 思想局文書「◎佐々木惣一 11月16日局長より話」

主張スルナラバ学校トシテ教授ヲ委嘱出来ヌ、辞シテ貫フ外ナシト言フトコロ、佐々木曰ク、ソレデハ致方ナシ、天皇ハ統治権ノ主体タル建前ニテ講義スベシトイフ経緯ナリ

此ノ如キ状況ナルトセバ、佐々木ハ、自分ノ学長タル立命大ニ於イテハ果シテ、同様ナル態度ナリヤ否ヤ甚疑問ナリ

又、学長ガ一向、関大ノ如キ処置ヲ取ラザル学校ニ於テ講義シ居ルトセバ、果シテ主体説ニ改メタルヤモ疑問ナリ

(右局長ノ意向)

伊東思想局長の強い意向は、当然、立命館側に伝わったはずである。学長自身が調査対象なのであるから、立命館館長中川小十郎に。政府の第二次国体明徴声明の後であって、文部省当局に伝わることを承知しながら改説の拒否を明言した例は、資料を読む限り佐々木以外にいない。文部省としては、天皇統治権主体説への改説あるいは同説での講義の実態を目に見える形で示すよう、さもなくば憲法の講義をやめるよう指示したに違いない。他方、京大沢柳事件以来学問の自由と大学の自治を説き、守り続けてきた佐々木にとって、それは全く受け入れがたいことであった。かくして、中川と佐々木の対立は決定的となったと考えられる。『立命館100年史』が推測するように、学年末を以て表向きには円満に学長職を辞任することが、立命館と佐々木の両者にとって唯一の選択だったのであろう。

五 田 畑 忍

1) 田畑忍は、思想局が憲法学説調査に当たり最初に用いたと考えられる「憲法学説ノ系統分類」によれば、中島重とともに「唯物的傾向ノ顕著ニ認メラルルモノ」とされていた。思想局はつぎに、中島、田畑兩名と、系統分類上「民主主義的（急進的）傾向ノ認メラルルモノ」とされた副島

義一、森口繁治、野村淳治、「純粹法学的傾向ノ認メラルモノ」とされた宮沢俊義、中野登美雄、浅井清らを「速急ノ処置ヲ要スト認ムルモノ」と位置づけて対処方針を検討し、結局、中島、田畑、野村の3名を「注意ヲ要スルモノ」として、関係する関西学院大学、同志社大学、早稲田大学、明治大学を順次呼び出し、口頭で注意を与え、講義内容の変更、しからずんば担当者の変更を要求した。

まず、思想局が田畑の学説の何を問題にしたのか、確認しておこう。思想局は1934年に発行された田畑の『帝国憲法逐条要義』⁽²⁵⁾（以下、『逐条要義』と略す。）を精査し、つぎのような抜き書き作成している（小見出しは思想局のつけたもの、引用部分は著者が『逐条要義』にかえて引用し直したものである。）。

1 天皇を機関とすること

「天皇とは、……統治権を総攬し給ふ国家の最高機関そのものとしての上御一人を指称し奉るものである。」(111頁)

2 階級の国家観

「社会とは、……人間が其の経済的欲望を充足する為の、然かも人間

(25) 田畑忍『帝国憲法逐条要義（増補改訂版）』（政経書院、1934年）。本書には佐々木惣一と中島重の序が付せられている。中島は「田畑君の解釈の立場は歴史的現象的であって決して価値的政策的ではない。」「田畑君は此書物に於て、何等憲法政治上の理想を提示しやうとして居るのでもなく、又我国憲法の進むべき道を暗示しやうとして居るのでもない。ただ歴史的に社会現象として、あるがままの我国憲法なるものを、描写叙述して居るに過ぎない。」(3頁)と田畑の学問方法論を評価している。佐々木も、本書は田畑の「能く其謙遜なる研究の態度を示してゐる。」(2頁)と評価する。ただし本書は、佐々木憲法学をベースにしなから、国家論・権力論についてはマルクス主義的国家論を採用した若き憲法学徒の意欲あふれる著作である。

各自の意識から独立した経済的生活を基礎とした人類の結合関係である。」(6頁)

「国家の特性乃至本質は、其の支配性、権力性にあるのであって、根本的には文明的社会の経済上の、そして其の表現としての政治的闘争軌轢、そしてそれに依る崩壊から社会を防護維持せむが為の機関としての政治的支配の組織体が即ち国家である。」(7頁)

「(権利の)基礎は市民的私有財産制度であり、従ってそれは不平等を神聖視するところのものであり、不平等的自由の法的国家的主張乃至承認であると言へよう。」(53頁)

3 天皇の法的責任

天皇の神聖不可侵を規定する憲法3条の「原則は天皇が法上の責任を全然負はせ給はざることを意味するものではない。寧ろ法上の責任を有し給ふのであって、即ち法理上法の適用なしとはせない」。(121頁)

4 詔勅非議

憲法3条の規定は「詔勅に関する規定ではなくて、専ら天皇の御一身上のみに関する規定である点である。即ち詔勅は神聖不可侵性を有せないとするのであって、ここに……責任政治輔弼政治の存する所以が明らかにせられてゐるのである。」(120頁)

5 天皇、議会、裁判所の対立

議会は「天皇の隷属機関にもあらず又国民の委任的機関にも非ずして、……国民の意思を代表するものとせらるるところの帝国憲法上の独立機関」(265頁)

「司法裁判所は司法権を行ふに際して法律にのみ依るのである。……即ち裁判所はかくの如き法律に従ふ外何者に依っても干渉せられないのである。天皇も之を拘束し給ふことを得ない。」(388頁)

この抜き書きが作成されたのは、35年の4月以降、7月以前のことであると思われるが、この時期に主として問題とされていたのは、天皇を機関とすること、および詔勅批判の可否であった。田畑については、それら以外に、階級的國家観、権利観が問題視されていることが注目される。この「唯物主義的思想」(思想局文書)ゆえに、田畑は最も注意を要する人物の一人と見なされたのである。また、この時期には統治権の主体を国家とするか天皇とするかという論点は、まだ重視されていないことがわかる。天皇を國家機関と説かないことに加え、天皇が統治権の主体であると積極的に説くことを要求されるようになるのは、8月の第一次国体明徴声明を経て、秋以降のことである。

同志社大学に対する口頭注意は、8月9日、関西学院大学に続いて行われた。以下はそのときの記録である。

昭和十年八月十日

憲法学説ニ関スル件 (田畑 忍ノ分)

引続キ(八月九日)午前十時二十分ヨリ二十分余ニ亘リ同志社大学鷺尾健治氏ヨリ田畑忍助教授ノ標記ノ件ニ関シ聴取シタル事項左ノ如シ

一、田畑助教授ハ法学部及専門学校法経部助教授ニシテ、高等商業学校講師タリ、憲法ヲ担当ス

一、同講師ハ本年三月高等商業学校長ニ対シ、今後機関ノ語句ヲ使用スル等誤解ヲ招クベキ説明ハ一切之ヲ避クベシトノ申出アリ、学部及専門学校ノ関係ニ付テモ同様ナリ

一、著書「帝国憲法逐條要義」ハ発売禁止ノ虞アリト聞クモ本人ハ既ニ三月頃改訂ノ意思ヲ言明シ居タリト

右ニ対シ専門学務局長ハ特ニ二次ノ注意ヲ為シ、鷺尾氏之ヲ了承セリ

一、語句ハ変改スルモ内容之ニ伴ハザルニ於テハ無意味ナルベキニ依

り、現在ノ講義内容ヲ充分研究サレタシ

- 一、殊ニ其ノ著書ニ対シ発売禁止等ノ処分アルニ於テハ其ノ専門学ノ故ヲ以テ学校ニ在職スルハ困難ナルベシ、サリトテ講義内容ヲ全然一変スルコトハ学者トシテ事実至難ナルベシ、仍テ発売禁止処分等アラバ、即座ノ問題ナリ、調査協議ノ結果何分ノ回報ヲ待ツ

著書が発禁処分を受ければ解職を免れないことを脅しとして、著書絶版、講義内容の一変、改説を要求したのである。同志社の調査協議の結果の回報は、以下の通りであった。

憲法学説ニ関スル件 (田畑 忍ノ分)

八月九日同志社大学鷺尾健治氏ニ対シ、同大学田畑助教授ニ関シ標記ノ件注意シ置キタル処、本日鷺尾氏登省専門学務局長ニ左ノ報告ヲ為セリ

- 一、田畑助教授本人及其ノ本年度講義案ニ付取調べタル処予テ本人ノ言明シ居リタル通、本年度ヨリハ講義内容ヲ一新シ別段遺憾ノ点ナシ、尤モ問題トナルベキ箇所ニハ大学ノ分、専門部ノ分及高商ノ分共ニ其ノ講義ノ進度及ビ居ラザル関係上、原稿モ未調製ナルモ、同人ノ言ニ依レバ、本省ノ意ノ在ル処ヲ体シ遺漏ナク改訂スベシトノコトナリ
- 一、著書「帝国憲法逐條要義」ハ書店ト打合せ絶版ニ付スルコトトセリト
- 一、詔勅非議ノ件ハ同人ニ於テモ確信ナク、一応美濃部説ヲ遵奉シタルマデニシテ、今ヤ其ノ非ヲ悟レリト
- 一、「権利ノ内容ハ国家社会的利益ノ法的正当ツケデアリ、……其ノ範圍ハ法（国家）的デアリ其ノ基礎ハ市民的私有財産制度デアリ

從テソレハ不平等ヲ神聖視スルトコロノモノデアリ云々」トアル
神聖視ノ語句ハ唯單ニ正当視ノ意味ヲ強メタルツモリナリシモ、
天皇ノ神聖不可侵ニモアラハルル字句ナルヲ以テ、其ノ不適當ナ
ルコトヲ感得セリト

一、以上ノ如キ狀況ナルニ依リ一応現状ノ儘将来ノ推移ヲ注視スベシ
ト

以上

残念ながらこの報告の日付は不明であるが、おそらく8月中のことであ
ろう。『逐条要義』絶版は確定し、天皇機関説を説かないことが確約され
ているが、階級的國家観、権利観の實質の改変は申し出ていない。専門学
務局はともかく、思想局としてはこの回答では満足できなかったのではな
かろうか。ただしそれは、天皇機関説の問題ではなく、「唯物主義的思想」
の問題である。⁽²⁶⁾

秋以降、文部省は天皇機関説を教えないというだけでは十分とせず、天
皇統治権主体説にたつて講義することを要求するようになった。

同志社大 (十一月十六日 思想局長ヨリ)

田畑忍

最近学長ニ対シ「今後ハ天皇ハ統治権ノ主体タル立場ニ依リ講義スベ

(26) 本稿で扱っている「思想局文書」の中には田畑の講義の實際を調査し
た記録がないのだが、中島、野村の扱いや講義ノートを収集された他の教
員のことを考えれば、調査しなかったからだとは考えにくい。同志社では
35年4月に湯浅八郎が総長に就任して以来、法学部における左右の内紛が
再燃、激化し、国体明徴と思想問題を絡めながら文部省が介入してゆく
のだが、同志社の問題は文部省内において、天皇機関説問題とは別の扱いを
受けていたのかもしれない。

キニ付御安心アリタシ」ト申出デタリ

論
説

思想局文書で田畑が登場するのは、これが最後である。

2) 35年4月に湯浅八郎を総長に迎えた同志社は、同年「神棚事件」、36年「国体明徴論文掲載拒否事件」、37年「教育勅語誤読事件」を引き起こし、「同志社教育綱領」の制定を余儀なくされ、さらにその綱領が「上申書事件」を生み出すなど、内部の左右対立を再燃・激化させながら、国体明徴を掲げる国家主義勢力の狂暴な介入に見舞われる。文部省思想局も教員の思想を問題として、また、国体明徴にかかわる問題として介入し、36年には林要を辞職に追い込み、37年には「上申書」で罷免を要求された田畑忍、林信雄の授業担当を外し内地留学とさせ（田畑は後に休職処分とされ、林は辞職する。）、具島兼三郎を罷免させた。37年5月1日付けで内地留学を命ぜられた田畑には、寛克彦に師事し、国民精神文化研究所で勉強し直すようにとの「洗脳」条件がつけられていたが、田畑は研究所には一度だけ赴き「ここへは来ない」と宣言し、専ら論文執筆に専念して⁽²⁷⁾いた。その時の所産の一つが、38年田畑が同志社に復職する直前に公刊された『帝国憲法条義』⁽²⁸⁾（以下、『条義』と略す。）である。以下、絶版となっ

(27) 以上の記述は『同志社100年史』による。また「戦時下の同志社と私——田畑忍先生に聞く（一）」同志社法学31巻1号58頁も参照。

(28) 田畑忍『帝国憲法条義』（日本評論社、1938年）。「序」で田畑は、「主観的私擬憲法的理解が正しい理解でない、ことは言を俟たない。」（1頁）、「帝国憲法そのものを正しく深く理解すること」、「帝国憲法の正しき理解は厳正なる学問的態度に於て謹厳且つ正確無比にこれを解釈すること」（2頁）と自らの学問的態度を表明している。後年田畑は、自らの方法論を、佐々木の論理的客観主義をベースにした歴史主義的客観主義と特徴付けている。田畑忍『日本国憲法条義』序文（有斐閣、1961年）、田畑忍「法の解釈における主観主義と客観主義：憲法主義に於ける法解釈の一つの問題点に於て」同志社法学13巻1号1頁（1961年）。

た『逐条要義』と38年の『条義』を比較し、田畑が天皇機関説事件をどう乗り越えたか確認しよう。

天皇機関説との関係で特に問題となるのは、帝国憲法1条と4条の解釈である。佐々木惣一に師事した田畑は国体政体2元論に立ち、1条は国体規定だと理解する。1条の解釈については、『逐条要義』の記述と『条義』の記述に大きな違いはない。すなわち、「本條は第一に、わが日本帝国の国体が君主国体なること、及び第二に、かかる君主国体を統治し給う君主としての天皇は万世一系であらせられること、而してかくの如きは只だに歴史的事実として然るのみならず、又未来永遠に然るべきが其の「立国ノ大義」であるとするところの我が国体の根本的原則を宣言せるものである。」⁽²⁹⁾

注目すべきは、4条の解釈である。『逐条要義』はつぎのように解説する。⁽³⁰⁾

第四條

本條は……天皇の国家最高機関としての地位を規程せるものである。即ち本條は……我が国体の君主国体なることを更に敷衍して、国の元首としての天皇の憲法的地位、即ち所謂権「大権」——統治権——の帝国憲法的基礎を宣言せるものであり、我が建国以来定まれる實質憲法的基礎たる我国統治権の源泉としての天皇の至高的法的地位の形式的表現である。「統治権ヲ総攬シ」とは即ちこの意味であって、天

(29) 『逐条要義』105頁。『条義』の1条解釈では、「君主国体たる大日本帝国を統治し給ふ上御一人は万世一系の 天皇であらせられる」(25頁)と、「上御一人」という敬語を用い、「天皇」の語句の前を一文字明ける配慮をしている。

(30) 『逐条要義』124-28頁。

皇が統治権を全体として掌握し給ふことを意味する。

本條に所謂「統治権」とは、国家的意思、乃至、国権の我が憲法独特の合法化的乃至法的表現である。……そは一切の権利的国家権力であつて……その内容は主として支配 Herrschaft にあると云うべきである。換言すれば、統治権とは即ち国家的支配権である。……

統治権の総攬者とは前述したごとく、統治権の源泉を意味する。……天皇にのみ統治権の源泉が見いだされるのである。然し源泉とは必ずしも主体と言ふ意味ではない。従つて統治権の主体は別であつて、大日本帝国がその主体なのである。而して天皇は長くもこの大日本帝国の統治権を全体としてみそなはせ給ふのである。「統治権ノ総攬」とは実にかくの如き意味であつて、独逸語の所謂 Trager der Staatsgewalt が之に相当するであろう。然し乍ら勿論其の行使に当つては法上種々の制限がある。蓋し総攬と専制とは全く別個の事柄だからである。

『逐条要義』の4条解釈の特色を、佐々木の『日本憲法要論』⁽³¹⁾と比較して明らかにする。国家法人説、天皇機関説、国家統治権説に立つことは、もちろん共通する。天皇が統治権を総攬するとは、天皇が国家の有する統治権を「全体として掌握する」ことだという表現も、田畑は佐々木から受け継いでいる。両者が異なるのは、「統治権」の意義についてである。佐々木は、統治権を国家の包括的意思と理解する。天皇が統治権を全体として掌握するとは、国家の包括的意思を全体として掌握することを意味し、したがつて、国家の意思は天皇の意思として表現されることになる。天皇が統治権を総攬するとは、「完全ニ國家ノ意志ヲ供給シ之ヲ表現スルモノナ

(31) 佐々木惣一『日本憲法要論（第5版）』（金刺芳流堂、1933年）。

(32)
ルコト」である。

これに対し田畑は、そのマルクス主義的国家観を前提に、統治権を「一切の権利的国家権力」とし、その内容は「主として支配」であり、「統治権とは即ち国家的支配権」と明言する。天皇が統治権＝国家的支配権を全体として掌握するということは、天皇が支配権を行使することではなく、「統治権を全体としてみそなはず」こと、つまり天皇のみが国家統治権の源泉であることを意味する、という。「みそなはず」とは「見る」の尊敬語であるから、「総覧」であればこれでよいが、「総攬」とは本来意味が異なる。そのことを承知の上で、天皇が国家の統治権力の正統性の源泉であることを4条の解釈としている点に、田畑の独自性と力点があると考えたい。

さて、それでは『条義』ではどのように変更されただろうか。(33)

第四條

本條は、統治権総攬者たる（天皇の…筆者）國務的關係に於ての至尊の御地位を規定せるものである。即ち、本條は……万世一系の君主国体たる我が大日本帝国の天皇は国の元首として統治権を総攬し給ふ上御一人であり、帝国憲法の條規に依って統治権を行い給ふその帝国憲法上の御地位を宣明しているのである。かくの如く、天皇が我が国の統治権の源泉として最高位絶対の御地位に在し給ふことは我が建国以来の実質的憲法原則であること言ふまでもないが、その成文法的表現が本條なのである。「統治権ヲ総攬シ」とは即ちその意味であって、天皇が統治権を全体として掌握し給ふことを意味するが故に、天皇は我が国を窮極的に表現し給ひ、他の何者の委任にも依拠し給はずし

(32) 同上321頁。

(33) 『条義』46-50頁。

て、我が国法とともに直接且つ根本的に天皇であらせられるのである。
……

統治権の総攬とは統治権を全体として攬はすことを意味し、統治権の総攬者とは国の元首即ち国の最高位絶対位を意味する。イギリスやアメリカは統治権の総攬者が多元的であるが、我が国は専ら一元的であって天皇上御一人が統治権の総攬者であらせられるのである。即ち、天皇はかかる意味に於て統治権の総攬者で国の最高位絶対位にあらせられる。換言すれば、天皇は大日本帝国の統治権を全体としてみそなはせ給ふのである。然しながら、言ふまでもなく、総攬者という意味は、専制者という意味とは全くことなる。……かくして立法・司法・行政の総ての統治作用が、或ひは天皇の御親裁として行はれ、或ひは天皇に其の源を発し、或ひは天皇の御委任に基いて行はれるのである。換言すれば、総ての権一として天皇に出でざるはないのである。

まず、天皇機関説はもちろん、国家法人説も国家統治権説も、語ることができなくなっている。しかしながら逆に、天皇が統治権の主体であるとも語られていないことが重要である。つまり、統治権の主体については触れていない。次に、天皇が統治権を総攬するとは、「統治権を全体として掌握」することであり、「帝国の統治権を全体としてみそなはず」ことであるとの理解を存続させている。天皇は「我が国の統治権の源泉」であり、「総ての権一として 天皇に出でざるはない」と言い、結局、天皇は国家統治権の正統性の源泉であるという田畑本来の主張を維持しているのである。これは言外に天皇統治権主体説を否定していると解することもできよ
(34)
う。

田畑は、時流に迎合することなく、権力的弾圧を被らない程度の妥協を

余儀なくされながらも、自らの学説の核心を維持したと評価して良いだろう⁽³⁵⁾。
う。

六 まとめにかえて

1933年の京大瀧川事件は、同年のいわゆる「司法官赤化事件」を背景に、瀧川教授の講演が無政府主義的だと非難された事件であった。2年後の天皇機関説事件は、国体に反する学説には学問の自由を認めないことを明確にした事件である。排斥の基準が「マルクス主義的」「無政府主義的」から、「国体」に進化し、学問・思想統制が深化していることを示している。同時に、事件の経緯の中で、天皇機関説を禁止する統制から、天皇主体説を説かせる統制へと変化していったように、戦時下の学問統制の質が変化してゆく画期となった事件でもあった。

本稿と前稿で関西私学の5名の憲法研究者を取り上げたが、個々の学者の対応は様々であった。憲法学を語らなくなる者、大学の世界を去る者、時流に沿う改説を強いられた者もいる中で、妥協を拒んだ者、妥協を余儀なくされながらも暴風に耐え自説を維持した者も見出すことができた。

思想局文書は、天皇機関説事件後の憲法学者に対する学説統制、さらには思想統制のすさまじさを生々しく示している。時代の暴風が立憲主義を

(34) 『条義』における統治権理解が問題になるところであるが、田畑は『条義』においても、統治権の本質は支配権たるところにあるとする。ただ、統治の内容・目的は国によって異なり、大日本帝国においては「国民の慶福を増進し、その懿徳良能を發達せしめ、その翼賛の道を広めて国家の進運隆盛を來たらせ、君民一体の国家生活を盛んならしめる事」にあるという(48-49頁)。30頁も参照。

(35) 出原政雄「田畑忍の思想形成と『抵抗』」鈴木良・上田博・広川禎秀編『現代に甦る知識人たち』(2005年・世界思想社)140頁の田畑評価を参考にした。

なぎ倒すその前面に憲法学は立たされていた。それは規範的憲法学の宿命なのかもしれない。

論

説

The Emperor Organ Theory Incident and Private Universities in Kansai Region

Toru NAGAOKA

In 1935, on the occasion of the Emperor Organ Theory Incident, Ministry of Education Thought Bureau investigated intensively theories of all constitutional scholars. The investigation extended from books and monographies of them to detailed content of each lecture. This essay reveals, based on “Thought Bureau’s Papers on Investigation into Constitutional Theory Lectured at each University”, how the investigation was done at private universities in Kansai region and how scholars there corresponded to them.

This author has published in 2012 an essay “The Emperor Organ Theory Incident and Kwansei Gakuin” that treated Sigeru Nakajima who lectured at Kwansei Gakuin University. This essay takes up Sigeharu Moriguchi lectured at Kansai University and Ritsumeikan University, Kazue Yosida at Kansai University, Souichi Sasaki at Ritsumeikan University and Kansai University, and Sinobu Tabata at Doshisya University.